

平成23年度 東日本大震災復興木のいえ整備促進事業 募集についてのお知らせ

受付期間
2月29日
まで!

「東日本大震災復興木のいえ整備促進事業」とは

本事業は、東日本大震災の被災地（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域※」）における、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の建設に対する補助を実施することにより、被災者の恒久的な住まいの確保の支援や、住宅生産や林業に関わる地域産業の復興・活性化を図るものです。

※ 岩手県・宮城県・福島県：全市町村
青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県：一部市町村
該当する市町村について、詳しくは内閣府ホームページ(<http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html>)をご参照下さい。

事業の内容

「特定被災区域」において中小住宅生産者により供給される木造住宅で、下記の要件を満たす長期優良住宅に対して補助を行います（建築着工前に交付申請の手続きを行って下さい）。



《補助の要件》の詳しい内容は裏面へ

◎ 東日本大震災復興木のいえ整備促進事業の主なポイント

- ◆ 補助金交付申請時に必要な書類について、平成23年度木のいえ整備促進事業よりも、簡略化しています（補助金交付申請時には、長期優良住宅建築等計画の認定に関する書類は不要）。
- ◆ 一の事業者あたり10戸を上限とします。なお、平成23年度木のいえ整備促進事業において補助金交付決定通知を受けている事業者であっても、これら補助金交付決定を受けた戸数以外に、10戸まで申請が可能です。

※ この他の手続きの詳しい内容については、手続きマニュアルをご覧ください。

【お問い合わせ先】東日本大震災復興木のいえ整備促進事業 実施支援室

電話 03-6214-5939 <http://www.cyj-fukko-shien23.jp>

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:30～17:00

※ 平成23年度木のいえ整備促進事業の受付窓口である、「木のいえ整備促進事業実施支援室」とは異なりますのでご注意ください。

補助金交付決定通知書を受理する前に着工した場合、補助金の交付を受けることができません。
また、長期優良住宅建築等計画の認定申請前に着工した場合、当該住宅については長期優良住宅の認定を受けることができません。詳しくはお近くの所管行政庁にお問い合わせください。

補助対象住宅の要件

① 一般型対象住宅(戸当たり100万円上限)

次の全ての要件を満たす木造住宅を対象とします。

長期優良住宅建築等計画の認定

所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受けるものであること



長期優良住宅のイメージ(木造戸建住宅)

長期優良住宅の認定基準等については、国土交通省ホームページ「長期優良住宅法関連情報」をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html

住宅履歴情報の整備

補助事業の実績報告までに住宅履歴情報の適切な整備及び蓄積がなされていること



住宅履歴情報については、国土交通省ホームページ「住宅履歴情報の整備検討について」をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000001.html

建設過程の公開

住宅の棟上げ以降で、内装工事よりも前の工程で、工事中の現場を一般公開すること



補助事業者名、連絡先、公開予定の日程等について、公表します。

② 地域資源活用型対象住宅(戸当たり120万円上限)

「一般型対象住宅」の要件に加えて、次の要件を満たす木造住宅を対象とします。

産地証明等がなされている木材の使用



柱・梁・桁・土台の過半において、産地証明等がなされている木材(下記のいずれかの木材)を使用すること

【産地証明等がなされている木材】

- 都道府県等により産地が証明される制度により認証される木材・木材製品(例:都道府県等が実施する認証制度、FIPCなど)
- 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品(例:FSC、PEFC、SGECなど)
- 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品

注: 要件や申込先等、応募手続の詳細については東日本大震災復興木のいえ整備促進事業実施支援室ホームページ(<http://www.cyj-fukko-shien23.jp>)に掲載の「手続きマニュアル」等をご覧ください。